

NEWS LETTER

2011年6月号 (No.154)

東京都世田谷区用賀2-14-11-4F
落合会計事務所
TEL(03)5716-6528 FAX(03)5716-6529
http://www.ochiaikaikei.com/

把握していますか、会社の資金繰り！？

「会社の業績は良いのに、お金が貯まらない。」
と思ったことはありませんか？

●利益と資金繰りは別です！

会社の業績が良いのに、お金が貯まらない。なぜこのようなことが起こるのでしょうか？

それは、「利益」と「資金繰り」では考え方が違うことが原因です。

①「利益」：実現主義、発生主義により損益計算書で算定

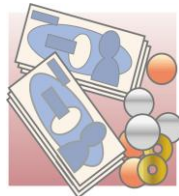
②「資金繰り」：実際の現預金の増減で把握
上記の違いがあるため、掛取引（売掛、買掛）などがあると、「利益」は掛取引を反映して計算しますが、実際に現預金は増減がないため、「利益」と「資金繰り」でズレが出てしまいます。

●資金繰り悪化のポイント

- ①利益の減少：売上 Down ↓、コスト Up ↑
- ②売上債権の増加：入金サイトが長い、未回収の得意先がある
- ③仕入債務の減少：支払サイトが短い（入金サイトと比べて）
- ④在庫の増加：現金化されずに寝ている状況
上記の傾向になってくると会社の業績に係わらず、資金繰りは悪化していきます。

●資金繰りの改善策は！？

- ①売上債権の早期回収
→着手金をもらう、入金サイトなどを見直す
- ②仕入債務の支払期日の長期化
→出来るだけ入金サイトに合わせて支払えるようにする



- ③在庫の削減
→売れ残り商品はセールなどで現金化する
- ④借入等による資金調達
この他にも、固定費の削減や、設備投資にはリースを利用する、といった方法も効果があります。

※無料メルマガ「税理士が教えるとおきの税金情報」を配信しています。ホームページより登録ができます。

●税金の支払い時期の確認

各種税金の支払時期を確認しましょう。

内容	支払時期
①確定申告時	
法人税 消費税	事業年度終了の日の翌日から2ヶ月以内 (例)3月決算法人 ⇒ 5月末
②中間納税(原則)	
法人税 消費税	事業年度開始の日より8ヶ月以内 (例)3月決算法人 ⇒ 11月末
③中間納税(例外)	
⇒前期の年間消費税額が500万円超の会社	
消費税	事業年度開始の日より5ヶ月以内、以後3ヶ月毎に納税(年3回) (例)3月決算法人 ⇒ 8月末、11月末、2月末
④固定資産税 (東京23区の場合)	①6月、9月、12月、2月の年4回 ②6月に一括払い どちらかを選択して納税
⑤源泉所得税	①原則：給与・報酬の支払月の翌月10日 ②特例：給与賞与のみ、半年に1回納税 ・1～6月分 → 7月10日期限 ・7～12月分 → 1月20日期限(原則：10日)
⑥住民税	特別徴収の場合は、給与支払月の翌月10日

●「資金繰り表」で会社資金を管理しよう

資金繰り表の作成は、社長の頭の整理にもなりますので、是非やってみてください。作成の際は、「前月繰越」「入金」「出金」「次月繰越」の4項目は、最低限記載してください。

日付	摘要	予定			実際残高
		入金	出金	残高	
	前月繰越			1,000,000	1,000,000
5	リース料支払い		50,000	950,000	950,000
10	買掛金支払い		400,000	550,000	500,000
15	売掛金回収	150,000		700,000	650,000
20	諸経費支払い		100,000	600,000	500,000
30	借入金返済		100,000	500,000	400,000
∴	∴	∴	∴	∴	∴
	次月繰越			850,000	820,000

これを継続することで、いつ資金が足りなくなるのかが事前に把握でき、その後の対策が取り易くなるといったメリットがあります。

(北岡 慧太)